

古都における塵芥処理のあゆみ

京都府 正倉山 崎達雄

1 はじめに

廃棄物は、時代の変遷や社会形態の差異により、変化はあるものの、人間が生活を手管でゆく上で、必然的に生ずる産物である。都市の成立をみない自然採取社会においては、廃棄物は、人間をつつこむ豊かな自然に還元されることにより、処理されてきた。しかし、人間が自然の制約を打破し、都市という人工的環境を築くにつれて、都市生活者自身の手による廃棄物の処理は、次第に困難となり、共同体である都市による処理が必要となってきた。都市の成立とともに生じた廃棄物問題は、時代により、処理すべき廃棄物の種類やその形態に相違があるにしても、常に、都市問題としての対応を迫られてきており、このことは、古文書等の資料に見出すことができる。

本小論では、平安京以来、都市としては、日本有数の歴史をもつ京都の、近世における塵芥処理について、資料等により紹介することにした。また、江戸、大阪の状況についても、京都と対比する意味で触れてみたい。このような廃棄物処理の変遷をたどる試みを通じて、現在、様々な困難に直面している廃棄物処理制度の課題と問題点を少しでも明らかにすることできれば、と考えている。

2 近世における塵芥の内容について

近世において、処理すべき廃棄物は、何んであったのであるうが。残るは、その内容を知り得る資料は少ない。ここでは、江戸、大阪の資料を参考にして、近世の塵芥の内容を整理してみると、表1のとおりである。

表1 近世における塵芥の種類

・日常生活から生ずる塵芥	○厨芥類
	○不燃物
・季節等によって生ずる塵芥	○川浚、溝浚の砂、泥
	○災害時に生ずる塵芥(火災時の焼瓦等)
	○祭等における供物等

日常生活から生ずる塵芥のうち、厨芥類については、その性質上、詳しく知ることのできる資料は残されていない。今後は、当時の食生活の状況から推定することも、考える必要がある。

不燃物には、『大坂市史』によれば、石、瓦、木切、竹切が、『御触留』(「古文書文書」、京都府総合資料館蔵、以下、『御触留』と略す。)には、灰及び土砂が例示されている。これ以外には、京都市内の発掘現場にみられる土坑一埋め場にいえば、ゴミの一角から、陶磁器片も多くみながら、ところから、それらも多々あったと思われる。

川浚、溝浚は、『御触留』によれば、天明元年(1781)の堀川の浚渫等、両々行われている。これに伴う砂、泥等の処理が問題となるが、大阪では、農業における土壌改良材や道路の地ならしにも利用されている。なお、伏見、大阪での川浚の費用は、入津する船の石高に応じて、金銭を徴収して、充てている。

火災は、木造密集市街を車け、狭い道路を隔てて並ぶ市街構造や、防火技術の未発達により、再三発生している。特に、塵芥処理の面からは、大火の際に、多量に生ずる焼瓦等が問題となっている。天明8年(1788)の天明大火の時には、焼瓦、焼土、その他雑多なものが、加茂川の河原や嵯峨等の車道に捨てられ、問題が起きている。

○ 天明8年2月5日「焼瓦之向々より、加茂川河原之焼瓦其外雑々之品、追々取捨候由、右之通ニ

てい水行差支、以後出水之節、町方之水も水あふれ、後難可有之候間、右之計を相付、加茂川筋に不展
其外共川筋に勿論、川端之も何によらず、決て取捨申間敷候」

- 天明8年2月8日「嶺峨、伏見、鳥羽車道筋へ、此度焼之村々より、焼土并瓦等取捨候に付、牛車往
来之差支に相成、難儀之旨、車中筋共馳出候、此節、町方差支候ては、諸向之差支に相成候間、右道筋
之焼土瓦等取捨申間敷候」

七々の短冊竹や精霊祭の供物等については、大阪、江戸で問題となっている。大阪では、寛政4年(1792)以来、毎年6月晦日に、これらのものを川へ捨てないように触れている。なお、大阪町奉行札は、船をだして、これらのものを収集の、処理している。江戸でも、寛文5年(1665)等に、聖霊相の道具を産所に処理すべき旨、触れている。

これらの処理に際する御触れは、京都では、見当が合っている。しかし、京都では、理生、孟蘭盆会になると、市清掃司が、供物等を川へ流さるるようになおし、また、供物等の回収場所及び日時を指定していることを考えるならば、昔は、大阪と同様に問題となっていたのではあるが。

なお、紙屑、銅等の処理は、更には、灰屋、墓等を解体した廃下等は、物質的生産力が高くなった当時においては、重要な資源として、再利用されたことは言うまでもない。

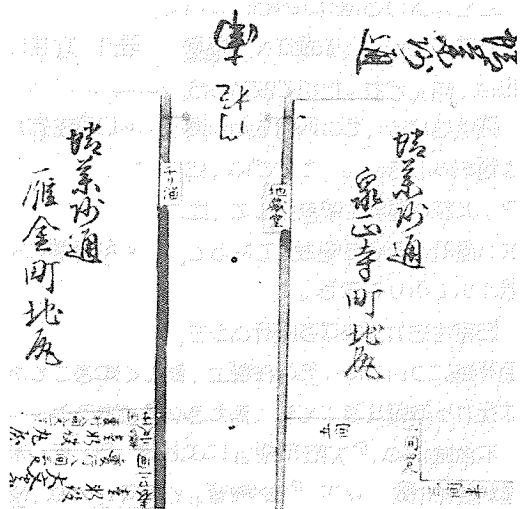
次に、塵芥の月出量について述べておく必要があるが、江戸においては、指定できる資料はない。京都において、都市全体の月出量が把握されるのは、明治35年(1902)以降のことである。

3 近世における塵芥の処理について

では、これらの塵芥はどのように処理されていたのであろうか。

京都における塵芥処理は、現代と違い、都市の仕事としてではなく、町の仕事として行われている。江戸では、海面を利用して塵芥処理が行われ、土地造成という側面を有していたため、町よりも、都市として対応されている。この点では、京都と江戸では、その性格を異にしている。

日常生活から生ずる塵芥は、各戸で個別に処理される以外に、一旦、町田に設けられた「塵溜」に捨てられる。塵溜の存在は、明治2年(1869)の『下京四番組組図』等により確認できる。塵溜は、町の入口である不戸の側に置かれ、その大きさは、3



『下京四番組組図』(和久屋町)

塵溜は、江戸や大阪でも、同様に設けられている。江戸では、寛文5年(1665)に、「町中ニおき溜場概似す候間、塵捨候い、其町之ニおき溜場之内へ捨可申由、可被申付候」とあり、大阪でも、寛政4年に、「掃捨候塵芥之類は、其町々ニ掃溜ヲ移入置、取散申間敷候」との触れがある。

京都における塵溜の設置時期は、『金銀出入留』(「町田町文書」, 京都市総合資料館蔵)によれば、文政11年(1822)に、町内のごみ入の改善を行っていることから、少なくとも、1800年前後まで遡ることができる。もし、塵溜の設置時期を、都市における塵芥処理の必要性的指標とみなせば、江戸が、もっとも早く塵芥処理が問題となり、京都、大阪は、ほぼ同時期と考えられる。

塵溜に貯った塵芥は、『寛文元年より墓芥捨棄』(「菊屋町文書」, 立命館大蔵)等によれば、町産人によ

り処理される。その処理先は、明暦元年(1655)頃には、都市全体の塵捨場が整備されていた江戸とは違い、特定の場村には限定されている。

たとえば、厨芥庵は、農書等により、肥料的効能が知られていたため、周辺農村へ運ばれることも多かったと思われる。寛政10年(1798)の御触れでは、塵捨場を設置した場合は、地主から届出ることを定めている。

○ 寛政10年 「---町はついで野中等ニ着来て、瀬川えも不流出、兼て農作の妨手ニて設置候捨場え、此以後も仕采の運取捨させ度向有之候は、地主より其段可届出候」

また、当時、町中内に相当あったと考えられる空地でも、処理されている。たとえば、嘉永元年(1848)に、高辻西御門で、道路整備が行われているが、これに関連して、次のような日記が残され、当時の塵芥処理の状況がよくわかる。

○ 嘉永元年 「当日より町内直普請ニ相掛申候。---存外土砂多分入用ニ御座候故、拙小路高辻ル町内より捨工御座候由、---車力ニて取入候得共、多分入用ニ御座候故、当時中色々工夫仕候中、---大穴ニ掘、甚土砂を当町内両側を敷ならし候得共、---右穴の、草、塵、あつた、井々番人ニ相取入候共、其当座腐敗臭多く出、甚様困-----」

これら塵芥処理に要する経費は、町全体で拠出されていた。その際、塵芥処理費用を、町個に各戸から徴収するか、町全体の町費から支払うかは、各町により異なっている。なお、各戸毎に徴収する場合は、持屋・借屋の別、表窓・裏窓の別、更には、間口の大きさ等により、割当られている。

以上が、京都における塵芥処理のおおよその流れであるが、近世において、何が塵芥処理の問題として存在していたのか、窺いみることにする。

4 都市問題としての塵芥処理

塵芥処理の上で、何が問題となっているかといえば、それは、途中を流れる河川への塵芥の投棄である。河川への塵芥の投棄は、河川交通へ妨害をもたうだけでなく、農業利水、都市の下水排水の面でも種々の障害を発生している。

以下、その内容を、紹介することにする。

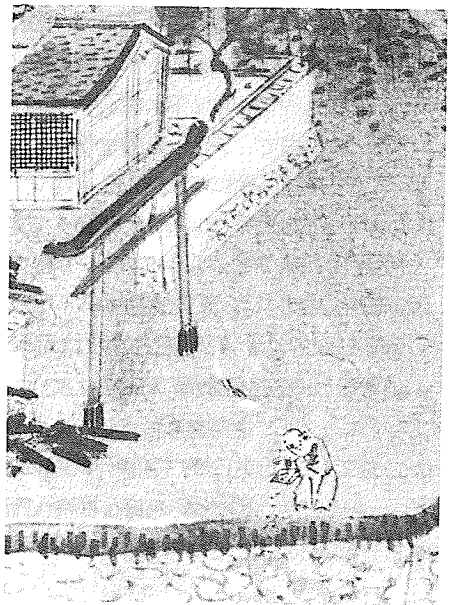
(1) 河川交通と塵芥処理

近世における河川交通は、増進し、その果ては、江戸、大阪、等々。特に、京都においては、慶長19年(1614)に、徳川家康によって、京都と伏見、更には、淀川を通じて、大阪とも結ぶ高瀬川が開削されると、その影響は、一層高かった。

高瀬川への塵芥投棄は、開削当時は、容認されていたふしもあったが、次第に、その比較が蓄まるにつれて、船の通行に支障をきたすところ、元禄3年(1690)に、京都町奉行は、徳川家の御触れに基づき、高瀬川への塵芥の投棄を禁止し、その旨の高札を、川筋9ヶ所に建てている。

更に、高瀬川への塵芥の投棄は、その後も跡を絶たなかったようであり、享保12年(1727)にも、次のような御触れがだされている。

○ 享保12年10月 「先年より、高瀬川筋へちり芥一斗捨へたらざる旨、井々ニ高札設置候共、近年井々



『金沢城下図屏風』(文一総合出版)

より、根こちり芥捨、或土功等掃込候ニ付、連々川筋埋り、運送滞候由相聞不届候、向後、高札之取
急度可相守候、此旨高瀬川筋近傍之町々可相触レ者也」

② 農業用水と塵芥処理

河川への塵芥の投棄は、その水を下流において農業用水として利用している村へも、影響を及ぼした。

土生村は、京都の西側に位置し、土生菜等の栽培が盛んなところである。この村の用水は、西条通で、堀川から得ている。堀川は、昔は、白川、鏡川の名を有する清流であったが、次第に、「朝ごよめの塵を此下へ流しければ、芥川として名付とは成ぬ」(『京町鑑』、宝暦12年刊)のとおり、芥川、埋川の別名をもつ程、塵芥で埋もれる様相を呈するようになった。

このため、安永2年(1783)、土生村は、農業用水の取水にも支障を及ぼすことから、同じく、西条通で堀川から取水している中堂寺村とともに、京都町奉行所へ、堀川への塵芥の投棄禁止を願出ている。

- 安永2年10月9日 「土生村、中堂寺村用水分筋、堀川筋近辺之町より、近年夥敷荳芥捨候ニ付、甲水滞難敷致し候旨、相聞候、荳芥捨間敷旨度々被仰付候所、不相用候義ハ不共之事ニ候、此旨町々相合せ、堀川筋之荳芥堅捨間敷旨、此方共より町々之申付候様被仰渡候以上」

その後も、堀川への投棄は、断を絶たず、同年末にも、同様の御触れを、京都町奉行所がだしている。

更に、安永5年(1786)には、再度、土生村から願書が提出され、堀川筋だけでなく、同村の用水にも関係深かった神見死川筋も含めて、投棄禁止を認めている。

③ 下排水処理と塵芥処理

河川等への塵芥の投棄がもたらすもうひとつの問題は、都市における下排水排除への障害である。

京都における下排水の排除については、明和6年(1769)をはじめとして、再々触れをだし、町中の溝筋への通行、場村によっては、道路の改良、整備等を指示し、その円滑な処理を命じている。

- 明和6年9月 「若中町内下排水溝筋埋り、雨天之節、往來直筋之水遊、往來之差支相成候段、相聞年毎五人組申付方及不届不共之至候。依之以來重町組之有見廻差置候間、水下モ町々之モ申通、一統相互ニ申合、常々下水埋不申候様、石橋下迄入急渡可申候」

特に、この点で、大きな影響を受けたのは、仙光寺であった。仙光寺は、京都としては珍しく、高倉通を、その寺域で、南北に分断していた。このため、高倉通の溝筋の流通は、仙光寺で遮られる形となり、水上の町々での溝筋への塵芥の投棄は、更に、相手をかける事となった。仙光寺では、水上町での溝筋への塵芥の投棄の禁止をもとめて、宝暦7年(1787)をはじめとして、文政10年(1827)までの40年間に8回も訴えているが、その効力は、四りがたかったのである。

- 宝暦7年5月 「高倉通仙光寺辺之面側比溝筋を、水上町々より芥すて候。別て雨天之節は、夥敷こもく流来、水温差障候間、水上町々よりこもく捨不申様ニ被致度旨、仙光寺より書付被差出候間、右町々よりこもく捨申間敷旨、町々共より申通候様、被仰出候間、無文様可申通候事」

以上のように、近世における塵芥処理は、河川への投棄等が大きな問題となっている。これに対して、各町では、投棄禁止の取決め、川筋の排除の所行等が行われているが、根本的には、都市としての塵芥処理機構の整備がもたねられることになる。

5 浴中塵芥捨場

京都において、塵芥が河川へ投棄され、問題が表面化しはじめるのは、元禄期である。その頃になると、高瀬川への塵芥の投棄も目立ち、更に、京都の下流にあたる摂津、河内の村々が、農業用水の面から、塵芥投棄の規制を求めている。

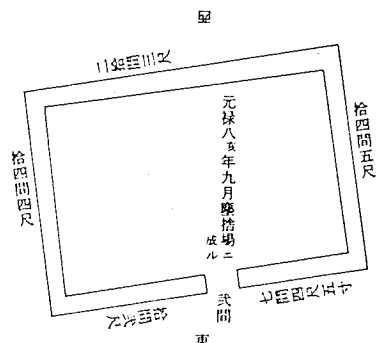
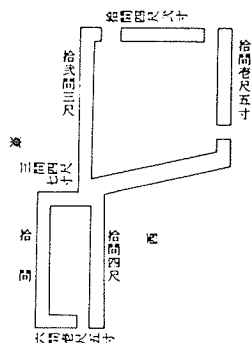
このため、元禄8年(1695)に、京都町奉行所は、京都周辺の空地7ヶ所を、浴中塵芥捨場とし、上、

下京時代を通じて、厩捨場へ処理することを始めた。特に、加茂川筋、堀川筋については、塵芥が目立つところから、強く、投棄の禁止を命じている。川筋への塵芥の投棄が問題になっていたことが理解できる。

○ 元禄8年9月「先年より、加茂川筋へ、ちり、あくた捨来候得失、川筋のさわりに成候付ニ、改之 此處相定候ちり捨場七ヶ所へ捨可申候事」

○ 同年「ちり捨場之覺」

- 一、室町通い山口申地
 - 一、今出川川東長徳寺北川端
 - 一、二条口川東通寺北川端
 - 一、七条出屋敷木津屋橋東少将蔭内
 - 一、同木津屋橋西祐光寺蔭内
 - 一、三条通西土手東際
 - 一、聚楽天神堀之西新町之東裏
- 右七ヶ所ニ札有之候事



七ヶ所のうち、少将蔭及び祐光寺蔭は、

御土居の敷である。御土居は、天正19

年(1591)に豊田秀吉によって築かれた総延長約22.5km、高さ約3mの土塁で、その目的は、治水対策とも、また、京都の防衛ともいわれている。塵芥捨場は、御土居内の空地を利用したものである。

天神堀の塵芥捨場は、同じく秀吉により造営された旧聚楽第の天神堀周辺の空地を利用したものであり、今出川口及び二条口の捨場は、その提が、加茂川の堤防用蛇籠と兼用されているところから、加茂川沿いの空地であることが、更には、三条通土手については、塵地の跡であることが、文献からわかる。いづれにしても、京都においては、海面が利用できないため、路中及びその周辺の空地を利用せざるを得なかったのである。

なお、江戸では、既に、明暦元年(1655)に永代溝を、天和元年(1681)には、永代堀新田、成木新田を塵芥捨場としている。海面を利用できなかった江戸の塵芥処理は、ただたんなる塵芥処理にとどまらず、膨張する着所人口等に対応するための土地造成——元禄11年(1698)から慶安4年(1792)までの約90年間に、約60万坪の埋立を行ったとの記録もある——の目的もあわせて有ることができたわけである。

ここに、江戸における塵芥処理が、京都に比べて都市的色彩——塵芥捨場の指定だけでなく、荷諸人の公認等——が強かったという理由があるのではないだろうか。

＜路中塵芥捨場の構造＞

『御触留』によれば、路中塵芥捨場については、高札を建てることになっている。江戸中期の加茂川の状況がわかる『加茂川流域図』(葛城蔵)には、今出川口の塵芥捨場が記され、「ナリスデバ」の高札が図示されて、その存在が確認できる。

次に、塵芥捨場の具体的な状況であるが、『内蔵惣繪圖』(京都大学蔵)によれば、少将蔭及び祐光寺蔭は、図1のとおりであり、その大きさは、表2のとおりである。『京都御役所向大概惣書』によれば、塵芥場として利用されるときは、藪垣は残され、中の竹等の伐採されている。また、その管理は、藪支配を命じられている角官衆により行われ、毎年、藪垣等の修復が行われることになっている。

今出川口及び二条口の塵芥場には、表 2、路中塵芥捨場の大きさ

加茂川の洪水防止用の伏籠等が、約200間～300間にわたり、二重に置かれており、塵芥流出防止の機能もあわせて有していたと思われる。

	周 囲	面 積
祐 光 寺 蔭	約70間(約127m)	299坪(987㎡)
少 将 蔭	約75間(約136m)	189坪(624㎡)

注1) 内蔵惣繪圖による。

2) 1間＝6尺として計算。

塵捨場の構造に関する資料は、これ以外は見当らず、その詳細はわからない。表土や塵芥流出防止対策は現在と変わらないうところをみると、これらは、いつの時代にも変わらないう塵芥埋立処分地の基本的条件であるのかもしれない。

＜沼中塵芥捨場の利用状況＞

沼中塵芥捨場については、それぞれ利用すべき町の範囲が定まっていたと考えられる。例えば、天秤堀の塵捨場については、北は一条通から、南は二条通まで、東は新町通から、西は千本通までの町が利用すべきとされている。他の塵芥捨場については、資料は無いが、同様に利用すべき範囲が定められていたと思われる。

しかしながら、天秤堀の捨場を利用すべき町においては、必ずしも捨場への処理は同行されず、近くの堀川への塵芥投棄は止まらなかった。このため、元禄11年(1698)及び宝永4年(1707)の二度にわたって、京都町奉行所は、上記の町に対して、天秤堀の捨場の利用を命じている。その後も、天秤堀への塵芥の処理は同行されず、正徳2年(1712)に、上記町を中心に流れる堀川への塵芥の投棄禁止と、その掃除を命じている。

これ以後、享保、宝暦、明和、安永年間等に、度々、沼中を流れる堀川へ塵芥の投棄を禁止する御触れが出されておし、沼中塵芥捨場の設置も、江戸と違い、塵芥処理の上で明確な機能を果たしていない。反例に、時を経るにつれて、その存在が忘れられ、川筋を塵捨場のように心得るものが増えてくるのである。

このため、京都町奉行所は、寛政10年(1798)に、沼中塵芥捨場の制度を復活させている。寛政期の捨場は、元禄期とはほぼ同じ場所であるが、市街地等の拡大等により、一部に変更がある。祐光寺敷はびくが敷は、周辺農村による御仕居の農地に引き寄せ、その付近が埋まりやすくなったのである。新たに、その代替地を指定している。

- 寛政10年8月「七条土屋敷本津屋橋より片敷内番地、本津屋橋通西側堀川新田草下、石段本津屋橋面祐光寺敷内番地、而れ条村後栗嶺前通三苦下上道所東側」
- 年不詳 7月27日「七条土屋敷本津屋通小路東へ入敷際、堀川堀川通本津屋橋下上付 石段付、村役町役之内、年々キ着き人ツ」、石着きより捨場之儀御尋ね候間、明和11日カッ時面御役付へ御召候し候。其時々之内に相当り候ハハ内添こい不及候間、無言置人ツ是亦可被申候」

寛政以後の塵捨場であるが、享和2年(1802)、文に2年(1803)、文に11年(1814)等に、真正な塵芥処理を行うべき旨触れていることから、元禄期と同様に、塵芥処理の上で、必ずしも、明確な機能を果たすことはできなかったと思われる。

6 おわりに

近世における京都の塵芥処理について、まとめてみると次のとおりである。

- (1) 塵芥としては、厨芥類、石、瓦等の不燃物、川砂等の泥、災害、祭札等の塵芥である。
- (2) 貯存量等の量的面は極小、現在のところ、資料がなく、困難であること。
- (3) 塵芥の処理は、江戸と違い、都市を構成するものとして意識が強く、その処理先は、周辺農村の地、沼中、沼外の空地と考えられること。
- (4) 塵芥処理に対する都市としての対応は、京都においては、沼中塵芥捨場の設置があるが、その効果は、必ずしも、十分でなかったこと。
- (5) 塵芥処理に関しては、河川交通、農業利水、都市下水の排除の面から、堀川への投棄が問題とされている。今後は、更に、都市との発展、時代の変化等との関連で、塵芥処理の変遷をとらえる必要が要があるのではないだろう。

(参考文献)「近世における塵芥処理」(林玲子著、『流通経済論集』Vol.8, No.4, 1974年3月),『東京市史稿』,『大阪市史』,『京都府徳性文化報』,『京都の歴史』,『史料京都の歴史』,『川市勤書』